

# 労働法最前線

## —企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

### 行政処罰と解雇

#### 第86回

従業員が買春(売春)、窃盗、賭博などに関する法律法規に違反し、警察機関による行政拘留などの処罰を受けたとき、会社はこれを理由として労働契約を解除することができるのでしょうか。今期は本件をテーマに分析します。

1. 会社は「法により刑事責任を追及された」ことを理由に労働契約を解除できるか

警察機関が「治安管理处罰法」に基づき、公共秩序を乱す従業員に対し行政拘留などの処罰を課したとき、その行為は刑事犯罪を構成しないため(刑法上の窃盗、売春、賭博などに達しない)、会社は「労働契約法」第39条第6項の規定に基づき、「労働者は法により刑事責任を追及された」ことをもって労働契約を解除することはできません。

現行の法律法規に基づき、「法により刑事責任を追及される」には、通常以下2つの状況が含まれます。

(1) 人民法院により刑罰(主刑: 管制、拘留、無期懲役、死刑。付加刑: 罰金、政治権利剥奪、財産没収)を下された。

(2) 「刑法」第37条に基づき人民法院により刑事処罰を免除された。

2. 会社は「雇用企業の規則制度に著しく違反した」ことにより労働契約を解除することができるか

従業員が行政処罰を受けたとき、会社は「労働契約法」第39条第2項の規定に基づき、「労働者が雇用企業の規則制度に著しく違反した」ことをもって労働契約を解除できるかは、一概に論じることはできず、以下のようにケース別に論じる必要があります。

(1) 規則制度に「行政拘留を受けたとき、会社は労働契約を解除できる」と明確に規定されている。

会社が法に従い制定した規則制度に前述の規定が明確に定められている場合、従業員の違法行為が職務履行中のものか否かに関わらず、従業員は雇用企業の規則制度に著しく違反したとして、会社は当該規定を依拠に労働契約を解除することができることは、可能であると思われます。

(2) 規則制度に明確に規定されていない。

会社が規則制度に前述の規定を設けていない状況下で、従業員の労働契約を解除するときは、リスクが存在します。一部の地域、例えば上海では、上海市高級人民法院『「労働契約法」適用の若干問題に関する意見』第11条の規定に基づき、従業員の某行為が会社の規則制度に規定されていなくても、なおも契約義務および信義誠実の原則による判断から、会社は従業員に責任負担を要求することができます。

よって、従業員が行政拘留などの処罰を受けたとき、

信義誠実の原則に基づき果たすべき契約義務に対する著しい違反を構成したことは明らかであり、かつ会社の名誉と労働関係に著しい影響を及ぼし、労働契約を解除するに足りません。

ただし、大部分の地区では上海の地方解釈に類似する規定はなく、実務上は規則制度がないことを根拠として、会社が処罰できない状況にあります。よって、全体的に述べると、会社の規則制度に明確な規定がない場合、従業員との労働契約解除はリスクが存在します。

#### 3. 実務上の注意点

(1) 争議の発生を避けるため、会社規則制度に「行政拘留を受けたとき、会社は労働契約を解除することができる」と明確に規定します。

(2) 会社は事前に解除理由を労働組合に通知する。「最高人民法院の労働争議案件の審理における適用法律の若干問題の解釈(四)」の規定によると、会社に労働契約を解除する十分な理由があっても、手続き上の瑕疵(かし)が存在することにより違法解除と認定され、賠償金の支払いを負担するリスクがあります。

(3) 証拠収集。最高人民法院の民事訴訟証拠若干規定によると、労働契約解除に関する争議案は、会社が挙証責任を負い、挙証責任を果たせない場合、会社が不利な結果を負います。よって、労働契約解除の決定を下す前に、関連証拠の収集に注意する必要があります。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱誉鳴、許文実

世澤法律事務所は北京に本部を持ち、上海・広州・香港・東京に拠点を展開。世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で、中国国内外のお客様にワンストップの法律サービスを提供しており、主な業務分野は、外商直接投資およびM & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【上海支所】

Add: 淮海中路93号大上海時代広場1109室

Tel: 021-5386-1618, 021-5386-1109 (日本語専用)